

米沢市教育委員会 会議録

令和 6 年 7 月 1 8 日（木）

開会 午後 2 時 4 5 分

閉会 午後 3 時 3 0 分

1 出席委員

教育長	佐藤 哲	委 員	神尾 正俊	委 員	佐藤 晃代
委 員	我妻 仁	委 員	渡邊 美智子		

2 出席職員

教育管理部長	森谷 幸彦	教育指導部長	山口 博
教育総務課長	石黒 龍実	社会教育文化課長	高橋 稔
スポーツ課長	富取 桂樹	学校教育課長	五ノ井 智子
教育総務課長補佐	嵐 一成	教育総務課長補佐兼総務主査	佐藤 真英
教育総務課主任	島貫 晶江		

3 傍聴人の有無 有

4 議事

議第 2 8 号 令和 7 年度使用小中学校教科用図書の採択について

5 報告事項

6 その他

教育長 米沢市教育委員会を開会する。会議については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定により原則公開となっている。本日の会議の案件には非公開とするべきものはないと考えられるので公開としたいと思う。また、本日は傍聴を希望される方がいるため、これを許可したいと思うが、ご異議ないか。

———異議なし———

教育長 本日の会議は公開とし、傍聴を認める。

教育長 議決案件に入る。議第 2 8 号令和 7 年度使用小中学校教科用図書の採択について説明をお願いする。

学校教育課長 ―――資料により説明―――

教育長 ご質問等いかがか。

我妻委員 37ページの資料の、4技能5領域を統合した言語活動とはどういったものか。

教育指導部長 少々お時間をいただき、後ほどご説明させていただきたい。

我妻委員 我々のころと比べ、教科書が非常にカラフルで、わかりやすい構成になっており非常に良いと思う。デジタルコンテンツも、QRコードがあって英語であれば発音を調べられたり様々な動画が見られたりと素晴らしいコンテンツがある。あれだけのコンテンツがあると、その量のコンテンツを米沢市としてはどのように小中学校の現場で使用するのか。ケースバイケースかもしれないが、基本は各家庭に持ち帰って気になるところを深堀りしていくのかなど、方針としてはどのようにデジタルコンテンツを使用していくのか教えていただきたい。

学校教育課長 デジタルコンテンツは、授業と家庭の両方で使えるものである。授業で一斉に学ぶ場面もあれば、個別で最適な学びというところもあるため、自分で学びたいと思うような事については各自でタブレットを使いQRコードを読み込んで学習するような授業を行いたいと考えている。家庭学習においては、自分の興味関心のある学習について、さらに進めるということもできるため、そのように活かしていければと考えている。

我妻委員 授業の中で一斉に読み取りを行い授業の一環として深堀りしていくのは良いと思う。しかし、授業で使わないデジタルコンテンツは多数あると思われるが、それらのデジタルコンテンツを各家庭でどの程度使用しているのか今現在では把握することができないと思う。それは今後そういったコンテンツと、学習の管理をする仕組とをうまくリンクしていけば、先生たちはこの章ではこのコンテンツがかなり見られている、ここは見られていない、ここをもう少し授業の中で推奨していこうといったチェックができるようになると考えられるため、教科書の中のデジタルコンテンツと今のそういった仕組の中でもっと活用しやすく、より広がるような形で進めていけるような提案を行政の立場から何らかの機会があれば関係者の方にさせていただきたいと思う。

学校教育課長 今回のデジタルコンテンツは、学校の方で履歴を見ることができるものではない。だが、外国語に関しては、デジタル教科書が子どもたちには国から配布されており、そちらも関連させながらのデータの活用について今後進めていきたいと考えている。

教育指導部長 先ほどの4技能5領域についてだが、4技能は聞くこと、読むこと、話すこと、書くことであり、話すことについては、その中のやり取りと発信との2つに分かれるためそれを合わせると5領域ということになる。

学校教育課長 その補足として、それらを統合した活動として、この学年はここまで達成することを示したCAN-DOリストを米沢市でも作成しており、そちらの学

習内容が含まれた教科書になっているという総評となっている。

我妻委員 せっかくデジタル化してきているので章末問題くらいは二次利用というか、データ化して取り込み、家で打ち出したり、子どもにやらせたりとか、そういったことは著作権の関係や仕組の問題もあるのかと思う。子どもたちに配られる教科書自体は紙のものであると思うが、先生たちが使用するものはデジタル化されてPDF等で見ることができるようになっているか。

学校教育課長 今は移行期間であるため、教師用の教科書は紙のものとデジタルと両方ある。そのため、問題などは活かすことができるが、著作権があるため気を付けなければならない。

教育指導部長 教科書をそのまま扱うというよりは教科書に準拠するような問題集、ワークなどは、今まで紙ベースのものを購入して子どもたちは取り組んでいたと思うが、教育委員会でも各学校の選択にはなるが、デジタルドリルというものを、費用を市で負担して使用してもらっている。そのため、教科書を直接ではないかもしれないが、教科書に準拠するような問題に取り組めるような環境にはなっている。あわせて、文部科学省の方でメクビットという様々な問題のコンテンツのベースをサーバーの中に構築してそれを自分で引っ張って来て解いていくというような環境が整ってきていて、子どもたちは様々な問題に取り組めるような環境にはなってきているというようなところである。

渡邊委員 道徳の教科書の出版社を変えた理由をもう一度詳しく教えていただきたい。また、先ほどの我妻委員の質問と被る部分もあるかもしれないが、現代になってICTやデジタルコンテンツというようなものがすごく時代にマッチしており、ひとりひとりが学習をしようと思った時には個人で向き合って、ツールを聞いたり、問題を解いたりできて、スキルは個々で上がるということが考えられる。だが、その先、英語であればやり取り、発信といった人と人との関わり合いというところ、学校教育の中で一番大切だろうと思うのはそういったところだと思う。しかし、先ほどデジタルコンテンツからダウンロードしてそれを何かしら自分で勉強するというのがあったと思うが、そこを深掘りして何かしらの画像でも問題でもよいが、そこを加工して自分なりの解き方や考え方をデジタルコンテンツからの情報を用いて発表するといったことも可能なのか、著作権等でできないのであれば将来的にはできたらいいと思うため、そのことについて考えをお聞きしたい。

学校教育課長 道徳の教科書については一番の決め手となったのは、道徳的な価値について考えを深めていくときに、1つの見方だけでなく視点を変える発問が非常に多いというのが研究員の方からあった意見である。中学生であれば、深い議論がなされるべきではないかということで、立場を変え、今までの見方を変えるような発問がなされているというのが一番の決め手である。また、巻末に年間

を通して1単位時間に学んだことを記録できるシートが付録としてついており、子どもたちが道徳的な価値観に触れたときの感想、学びを記録して、また1年が終わった際に振り返ることができるというところが、子どもたちの学びを深めることにつながるということで決められた。

2点目の協働的な学びについては、さまざまなデジタルコンテンツがある中で、個別に最適な学びという面での利用もあるが、子どもたちの協働的な学びにつながるデジタルコンテンツもある。教科によってまたは単位時間によっても、単元の後半に議論するような、考えを広げるような設問が用意されていたりするので、協働的な学びという面についても各教科で用意されている。

3点目の著作権については、著作権をしっかりと理解したうえで利用することが重要である。SARTRASという、補償金を支払って授業で公衆送信利用できるものがあるが、こちらは、子どもたちと先生の利用を想定したもののなので、問題を複製して授業を行うということについては気を付けて行う必要がある。デジタルコンテンツについては各会社で子どもたちが利用できる安全なものだったり公的なものだったりを使用しているので、その点については確認をして正しく使っていきたい。

教育長 他にはいかがか。なければ、議第28号令和7年度使用小中学校教科用図書の採択について承認いただいてよろしいか。

———異議なし———

教育長 ご承認いただいた。次に報告事項について、事務局から何かあるか。

教育管理部長 本年5月23日開催の教育委員会において、米沢上杉文化振興財団と米沢市スポーツ協会の令和5年度経営状況と令和6年度事業計画の報告を行った際、渡邊委員から当年度の事業計画を報告する際には、一般的に予算と合わせて報告すると思われるが、それがなされていないのは慣例であるのか、という旨の質問があった。これに対して、私から出資法人の経営状況等の報告については、地方自治法第243条の3第2項の規定により、本市においては例年、前年度の事業報告と今年度の事業計画を報告しており、経営状況と合わせた予算については報告事項に含まれていないと想定されるが、確認をしたいとお答えした。このことから、会議終了後、市議会対応の主管課である総務部総務課に質問の趣旨を伝え、主管課としての考え方を聴き取ったため、大変遅くはなってしまったがその内容を口頭にて、報告したいと思う。出資法人の財政状況の公表等については、先ほども申し上げた地方自治法第243条の3第2項の定めに基づくものであり、ここには普通公共団体の長は出資法人について毎事業年度政

令で定めるその経営状況を説明する資料を作成し、これを次の議会に提出しなければならないとの定めがある。加えて、ここでいうところの政令で定める経営状況を説明する書類に関しては、地方自治法施行令第173条の5第1項に当該法人の毎事業年度の事業の計画及び決算に関する書類と定められている。一般的な年度会計の場合、毎年3月末をもって決算をすることになるが、この際、法の定めにある次の議会は本市の場合6月定例会となるため、この時点における事業計画及び決算となると、当年度の事業計画と前年度の決算ということになり、明確な根拠は不明であるが例年このような解釈のもとで資料を作成し市議会に対して説明していたのではないかと思う。しかしながら、地方自治法逐条解説によると、この場合、市議会に提出をする事業の計画に関する書類とは、当該法人の事業計画、予算等に相当する書類であり、また、決算に関する書類とは、当該法人の貸借対照表、損益計算書、事業の実績報告書等に相当する書類をいう、との記載があることから、渡邊委員からのご質問に加え、この記載内容についても総務課に対して示したうえで次回の報告に向けた検討をお願いしたところである。総務課からは、これまで市議会や行政内部等からの指摘を受けたことがなく、法的にも問題はないと思われるとの考えから、これまでの報告の方針を変更する考えはない旨の回答を得ているが、私共は渡邊委員の御質問の趣旨を踏まえ、引き続いての検討をお願いしたものである。このことから、次回と同報告に向けて、資料の作成に着手をする今年度末までには、総務課から何らかの回答があるかと思われるため、来年5月の教育委員会における同報告の際には改めてご説明ができるものと考えている。以上の報告をもってご質問に対する回答とさせていただきます。

教育長 他にはいかがか。なければ以上をもって教育委員会を閉会する。